

附属機関の設置に関する条例

昭和29年4月1日

福島県条例第35号

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による執行機関の附属機関の設置に関しては、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に特別の規定があるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

第2条 別表の中欄に掲げる機関は、上欄に掲げる執行機関の附属機関として設置するものとし、その担任する事務は、それぞれ下欄に記載するとおりとする。

第3条 前条の附属機関の組織及び運営に関して必要な事項は、附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

この条例は、昭和29年5月1日から施行する。

別 紙（抜すい）

執行機関	附属機関	担任する事務
知 事	福島県農業振興審議会	農業の振興に関する基本的事項及び農業協同組合の整備強化に関する重要事項を調査審議する

◎ 昭和50年12月22日福島県条例第49号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の公布施行により福島県農業振興審議会を設置

福島県農業振興審議会規則

昭和51年1月9日福島県規則第3号
改正 平成6年3月31日福島県規則第56号
改正 平成14年3月26日福島県規則第20号
改正 平成15年3月28日福島県規則第54号
改正 平成20年3月31日福島県規則第64号

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和29年福島県条例第35号）第3条の規定に基づき、福島県農業振興審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、23人以内の委員で組織する。

- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。
 - 1 市町村長 4人以内
 - 2 県内の農業関係団体の役職員 8人以内
 - 3 学識経験を有する者 11人以内

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることができる。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに委嘱された委員による審議会の最初に開催される会議は、知事が招集する。

- 2 審議会の議長は、会長をもってこれに充てる。
- 3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、農林水産部農林水産総室農林企画課で処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、議事の手続きその他審議会の運営に関して必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に開催される審議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、知事が招集する。
- 3 福島県農業協同組合対策審議会規則（昭和32年福島県規則第55号）及び福島県農業構造改善事業促進対策審議会規則（昭和37年福島県規則第85号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後のそれぞれの規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に委員の任期満了に伴い新たに組織される審議会について適用し、施行日前に組織された審議会については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

福島県農業振興審議会の委員の代理出席に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福島県農業振興審議会規則（昭和51年福島県規則第3号）第8条の規定に基づき、福島県農業振興審議会（以下「審議会」という。）の委員の代理出席に関して定める。

(委員の代理出席)

第2条 団体の推薦を受けて任命された委員は、やむを得ない事由により審議会の会議に出席することができないときは、当該団体に所属する者を代理人として選任し、その職務を行わせることができる。

2 前項の場合において、代理人の選任は、書面により行う。

附 則

この要領は、平成17年11月17日から施行する。